

利 用 規 約

株式会社アグレクション（以下、当社）が運営するネット売買マッチングシステム（以下、S オク）をご利用いただく利用者には、以下に定める規約（以下、本規約）が適用されます。

第1条（目的）

S オクは、在庫の流動化を促進する為に発足されたものであり、出品者と落札者の売買を円滑に行うことを目的としています。また、出品者及び落札者双方とも事業主であることを前提としています。

第2条（取扱商品）

S オクは、商品の種類を限定せずに、原則として新品を対象として取り扱います。但し、消費者に流通後に返品になった商品も一部出品されることがあります。

第3条（入会資格）

入会資格者はS オクで、本規約を順守しての公正な販売、購入を希望する方を対象とします。公正な販売、購入をする事が出来ないと判断される場合、当社の判断により入会をお断りします。なお、入会をお断りする場合であっても、その理由は開示しません。

第4条（入会手続）

入会希望者は、別途当社が定める入会フォームに必要事項を記入いただき、当社の審査を経て入会することとします。

第5条（落札手数料）

S オクの手数料は、別途当社が通知した内容に従うものとします。

第6条（出品条件）

S オクに出品できる出品者と商品の条件は、次の各号のとおりとします。また、当社が下記の条件に満たさないと判断した場合は、出品を受け付けないものとします。

- (1) 商品の所有権を有している者、または商品の所有権を有している者から直接的かつ独占的に商品の販売を委託された者
- (2) 知財や商標を犯していない商品であること
- (3) 当社がS オクで競売の対象とするには適当であると認めた商品

第7条（商品の管理責任）

売主は、出品物が引き渡しされるまで自己責任で管理し、落札品はS オクを通じて引き渡し、その後は買主の自己責任で管理するものとします。当社は、出品物の管理責任を負わないこととし、商品の所有者がその責任を負うものとします。

第8条（出品物の情報と下見）

1. 当社は、S オク上に、出品者から提供された情報を基に、出品予定の商品の画像、解説、説明、保証内容等の参考情報（以下「WEBカタログ」といいます。）を掲載します。

- 2.出品者は、WEBカタログに表示された画像、解説、説明等について、責任を負うものとします。
- 3.当社は、WEBカタログに掲載される一切の情報について、当該表示の正確性、商品の瑕疵、欠陥についての記載の誤りについて一切の責任を負いません。
- 4.WEBカタログ記載の解説、説明は、予告なく変更されることがあります。
- 5.出品物に関する制限については、別途商品情報に記載されることがあり、買主は当該制限を遵守する前提で落札することとします。

第9条（落札者の決定）

- 1.入札は、インターネットによる入札方式を採用しています。商品毎に、締切時刻を設定し、落札権利の優先順位が確定します。
- 2.入札方法は、1点商品として競りを行う通常入札と、同じ型の商品を2以上の点数で出品し、入札者が個数と単価を設定して、入札する方法（以下、小口入札という）の2つがあります（入札方法は、出品者が指定）。
- 3.出品者が、指値設定した商品は、最高入札金額が指値を下回った場合、出品者は、WEB上で入札状況を確認し、指値を下げて落札する機会があります。
- 4.落札者の決定は、以下の手順に従って決定されます。
 - (1) 通常入札は、最高金額で入札した者を落札者とする。
 - (2) 小口入札は、入札金額が高い順番に出品個数の範囲内で落札者が確定する。
 - (3) 通常入札、小口入札ともに、同じ金額で複数名の入札があった場合、入札時刻が早い者が落札者とする。
- 5.入札者は、インターネット上で自ら行った入札条件に拘束されるものとし、落札に至った場合は、入札条件で商品を購入する義務を負います。入札者は、入力の際の誤りその他の操作の誤りがないように細心の注意を払うものとし、当社は、落札者が決まってから、本来意図していなかった商品を落札し又は意図していなかった金額で買受を申し出た（落札の有無を問いません。）旨のお申し入れには、一切対応できません。
- 6.落札者が自己又は第三者を介することにより、入札条件（販売規制や通信販売等の可否）を遵守していないことが判明した場合、Sオクの会員資格を失うこととします。

第10条（落札者の通知）

当社は、落札者の決定後、落札者に対し、会場入札参加者である場合は会場で、WEB入札参加者である場合はFAX又は電子メールにて、落札した商品の番号、落札代金等の金額、支払期限及び支払方法等を記載した計算書を発行します。計算書発行をもって、出品者と落札者の間で、売買契約が成立します。

第11条（商品代金等の支払い）

落札者は、当社に対し、商品代金等を前条の計算書に記載の支払期限までに、日本円により、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うこととします。なお、クレジットカードでの支払いはできず、振込手数料その他支払いに要する費用は、落札者が負担するものとします。当社は、落札者からのお支払いを確認した後、出品者に対してお支払完了の連絡を行うこととします。

第12条（商品代金等が支払われなかった場合等の取扱い）

1.第10条により商品の売買契約が成立した場合であっても、以下に定める事由が発生した場合、出品者と当該落札者との間の売買契約は無効になります。

- (1) 落札者の行方が不明である場合や、会員登録時に登録されていたFAX番号や電子メールアドレスが無効又は不明である場合等、理由の如何を問わず、計算書を落札者が受領したと認められないとき

(2) 落札者から、第10条の計算書に記載の支払期限までに商品代金等の全額が支払われなかったとき

(3) 売買契約成立後、落札者による入札その他Sオークへの参加手続等に不正があることや、会員登録拒否事由が存在することが判明する等、当社が売買契約の成立を不適切であると認めたとき

2.前項により、第10条により成立した売買契約が無効となった場合、当社は、当社の任意の判断に基づく裁量により、当該落札者の次に高額の買受けの申出をした者を落札者(以下「次順位の落札者」といいます。)として新たに決定することができ、当該決定により、商品の出品者と次順位の落札者との間で、第10条と同様の売買契約が成立します。本項に基づいて成立した当該売買契約についても本規約の定めが適用されるものとし、当該売買契約が無効になった場合についても、同様とします。

第13条(引渡しと事後交渉)

1.当社は、落札者から商品代金等の全額の支払いがあったことを確認した後、出品者に商品の引き渡しの連絡を行います。

2.商品の引き渡し方法は、下記の方法から選択し、出品情報として入札者に提供します。当社が、落札者から支払いの確認があった時点で、出品者に連絡し、出品者は期日までに商品の受け渡しを行うこととします。

(1) 保管場所での引き渡し

(2) 宅急便での引き渡し

3.落札者は、商品の受領後、当社が指定する期日までに、落札した商品に外形上明らかな瑕疵(商品を判別できない程度の容器の破損や汚れ等)があることや、偽物であることが明らかなことを理由とする場合にのみ、異議を述べることができます。落札者の異議が正当であるか否かの判断は、当社の任意の裁量に基づいて判断するものとし、出品者及び落札者は、当社の判断に一切異議を述べられないものとします。当社が、落札者の異議申し立てを正当であると認めた場合は、落札者は、速やかに出品者に商品を返品し、当社は、商品代金と落札者手数料を返金し、売買不成立になったこととします。返品の送料は出品者、返金の振込手数料は当社が負担することとします。但し、落札者が倉庫において直接引き渡しを受けた場合には、落札した商品に隠れた重大な瑕疵がある場合にのみ本項を適用することとします。

4.商品の受領後、当社が指定する期日までに、落札者からの異議申し立てがない場合は、当社は出品者に、商品代金から出品手数料を差し引いた金額を出品者指定の口座に振り込むこととします。

第14条(情報の取り扱い)

個別の落札情報(出品者と落札者、商品情報、落札金額)は、当社において厳重管理され、個別情報として不特定多数に開示することはありません。落札された場合のみ、出品者と落札者に開示されます。但し、個別情報を集計した加工データについては、当社が、利用できることとします。

第15条(会員資格の喪失)

1.会員は、次の場合に、自動的にその資格を喪失します。

(1) (個人の場合の)死亡

(2) (法人の場合の)解散、清算、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、任意整理手続、特定調停、その他これらに類似する倒産手続又は債務整理手続(裁判外紛争解決制度による債務整理手続を含みます。)に着手した場合

2.会員は、いつでも、当社所定の書面等による申出を行うことによって、会員を退会することができます。ただし、入会金や会費、落札価格、落札手数料等その他Sオークに基づいて支払うべき未払金がある場合は、かかる未払金を完納するまで退会の申出を行うことができません。

3.会員について次の各号のいずれかに該当する行為があった場合、当社は、任意の裁量に基づく判断により、当該会員を除名することができ、これにより当該会員は会員資格を喪失します。

- (1) 本規約および諸規則に違反したとき
- (2) 会員登録拒否事由に該当することが判明したとき
- (3) 入会金や会費、落札価格、落札手数料等その他 S オクに基づいて支払うべき金員を支払わないとき
- (4) 他の会員に著しい迷惑となる行為があったとき
- (5) 会員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

第 16 条（個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意）

会員は登録申込み時に会員が記入する住所、氏名及び電子メールアドレス等の連絡先等のうち、個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）の収集・利用・提供及び登録に関し、次の内容に同意するものとします。

- (1) 当社は、個人情報を本規約に従い S オクの運営に利用します。なお、運営業務には、S オクの開催案内を含め、その他の各種ご案内の送付を含みます。
- (2) 当社は、会員に対してより良好なサービスを提供するために、個人情報のうち特定個人を識別することができない方法により個人情報を統計データとして開示することがあります。
- (3) 前号に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には個人情報を第三者に開示することがあります。
- (4) 当社は、個人情報保護方針を定め、適切かつ厳重に管理します。

第 17 条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することができるものとし、この変更は、S オクサイトに掲載することによって行い、その変更はその時から効力を発します。

第 18 条（債権の譲渡等の禁止）

出品者、参加希望者及び落札者は、本規約に基づく当社に対する権利、義務及び地位を、当社の事前の書面による承諾なく譲渡することができず、また担保に供することはできません。

第 19 条（中止）

1. 次の各号に該当する場合は、当社は S オクの提供を停止または中止する場合があります。この場合、当社は一切の賠償責任を負いません。

- ①会員が本約款に違反した場合
- ②会員が支払期限超過後、当社の催促にも拘わらず、合理的な期間内に支払を行わない場合
- ③会員が申込書に虚偽の内容を記載したことが判明した場合
- ④会員が当社の信用を毀損する事実が判明した場合
- ⑤会員が S オクを違法、信用毀損、公序良俗に反する態様で利用した場合
- ⑥S オクに関する電気通信設備等の保守、工事の必要がある場合
- ⑦S オクに関する電気通信設備等の障害によりやむを得ない場合
- ⑧自然災害、テロ、暴動等の不可抗力による場合
- ⑨その他、客観的にやむを得ない事情がある場合

2. 当社は、S オクの提供を停止または中止する場合、緊急やむを得ない場合を除き、事前に会員に通知する

ものとしてします。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 出品者、参加希望者及び落札者は、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらの者を「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 出品者、参加希望者及び落札者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、出品者、参加希望者又は落札者が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに該当者との取引の全部若しくは一部を停止し、又は該当者との契約の全部若しくは一部を解約することができるものとしてします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、該当者に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し又は関連して該当者に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとしてします。

4. 出品者、参加希望者又は落札者が第1項又は第2項の確約に反したことにより当社が損害を被った場合、該当者はその損害を賠償する義務を負うことを確約します。

第21条（損害賠償の制限）

1. 当社は、会員に対して、S オクの使用に伴い、当社の責に帰すべき事由の直接的結果として現実に発生した通常損害についてのみ賠償します。

2. 前項に基づく賠償を含む当社の会員に対する損害賠償責任は、損害発生の直接的な原因となった S オクの全部または一部の対価として、会員が現実に支払った直近 1 ヶ月分の S オクの全部または一部の手数料を上限額とします。

第22条（免責）

1. 当社は、以下の場合につき、手数料の返金・減額・免除は行いません。

- ① S オクが停止または中止された場合（停止または中止期間中の本利用料金）
- ② 会員の責に帰すべき事由（利用契約違反等）に基づき、当社が会員との契約を解除した場合

③会員が会員の都合により会員との契約を解除または解約した場合（当社の責に帰すべき事由がない場合）

2.当社は、以下の場合において、会員への通知および補償無しに、会員の登録した情報、コンテンツ、データおよびソフトウェア等を削除することができます。

①S オクが停止された場合

②会員との契約が終了した場合

3.当社は、以下の場合において、会員との契約に明記されている範囲を除き、一切の保証・補償を行わず、損害賠償およびその他の責任を負いません。

①S オクが停止、中止または廃止された場合

②会員による各種の情報、コンテンツ、データまたはソフトウェア等のバックアップに不具合がある場合

③会員が用意した S オク利用に必要な設備・機器、インターネット接続環境が S オクに適合しない場合または不具合がある場合

④会員の利用目的が S オクに適合しない場合

⑤会員が申込書に虚偽の内容を記載した場合

⑥会員が申込書記載の内容の変更の通知を怠った場合

⑦会員が無償で S オクを試使用している場合

4.その他、S オクに関する当社の責任は、利用契約に規定する範囲に限られ、直接または間接を問わず、法律上の請求原因の如何を問わず、会員または第三者に対し、一切の補償および責任を負いません。

第 2 3 条（準拠法）

本規約は、日本法を準拠法とします。

第 2 4 条（合意管轄）

本規約及び S オクに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上